

上福第 4891 号  
令和 4 年 2 月 16 日

直江津区地域協議会  
会 長 中澤 武志 様

上越市長 中 川 幹 太  
(福祉部福祉課、高齢者支援課)

市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について (通知)

令和 4 年 2 月 1 日付けで答申のあった諮問第 56 号市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

市民いこいの家の温浴機能の廃止につきましては、令和 2 年 8 月 25 日及び 9 月 29 日に、貴区地域協議会に対して、市全体の適正配置の取組方針を始め、施設の概要、利用者数の推移、利用状況及び収支状況等を説明したうえで、「温浴施設は、民間事業者においても提供されていることから温浴機能を廃止し、建物の利活用を検討する」とした考え方について、一定のご理解をいただいたと判断したことから、「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画」に登載したものであります。

また、その際に、温浴機能の廃止後の利活用について検討し示すこと、さらに、市が温浴機能を廃止するとした理由を丁寧に説明することについて要望をいただきました。

これらの要望を踏まえ、市では、老朽化が進む春日山荘で実施している趣味講座の皆さんの意向をお伺いしたうえで、その機能を移転し「高齢者の趣味活動の場」や「地域の皆さんの交流の場」等として活用する方針とし、あらためて、温浴機能を廃止するとした考え方と施設の利活用方針について、温浴の利用者と施設の利用団体の皆さんを始め、地元町内会（石橋 1、2 丁目、東雲町 1、2 丁目）の皆さんへの説明と周知に努めてきたところであり、これらの取組を通じて、利用者及び地元町内会の皆さんからは、一定のご理解をいただけたものと考えております。

なお、これらの経緯については、令和 3 年 12 月 21 日及び令和 4 年 1 月 18 日に貴区地域協議会に報告、説明したところであります。

市といたしましては、貴区地域協議会と協議しながら、利用者等の皆さんのご理解が得られるよう丁寧に進めてきたところであり、この度、貴区地域協議会から地域住民への利便性の面や周知の面から「支障あり」との答申をいただいたところでありますが、市民いこいの家の温浴機能の廃止につきましては、令和 4 年度において、引き続き協議させていただくことといたします。

